

遺伝子組換え作物の一般栽培に係る仕組みの考え方（案）

区分 (対象者)	仕組み	遵守事項など
<p>開放系一般栽培</p> <p>〔開放系栽培試験 以外の栽培〕</p> <p>(栽培者)</p> <p>許可制</p>	<p>栽培者は、知事の許可を得て、開放系一般栽培を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培者は、地域説明会を開催した後、知事に開放系一般栽培の許可を申請 知事は、開放系一般栽培の交雑・混入防止措置について、「食の安全・安心委員会(仮称)」に意見を聴取 「食の安全・安心委員会(仮称)」に、専門委員会を設置し、開放系一般栽培の交雑・混入防止措置についての科学的な見地からの調査審議を付託 専門委員会は、開放系一般栽培の交雑・混入防止措置について、科学的見地からの調査審議の結果を「食の安全・安心委員会(仮称)」に報告 「食の安全・安心委員会(仮称)」は、専門委員会の報告を踏まえて、開放系一般栽培の交雑・混入防止措置について、知事に意見を提出 知事は、「食の安全・安心委員会(仮称)」の意見などを踏まえて、開放系一般栽培の許可(不許可)を決定 	<p>< 遵守事項 ></p> <p>管理責任者の設置 花粉の飛散による一般作物との交雑防止措置 種子や収穫物の一般作物への混入防止措置 遺伝子組換え作物の処理や収穫物の出荷などに関する情報の記録、保管 モニタリング措置の実施とその結果の知事への報告 交雑や混入の恐れが生じたときの知事への報告、指示に従うこと 交雑や混入など不測の事態が生じたときの知事への報告</p> <p>< 条例の実効性を確保するための担保措置 ></p> <p>無許可栽培、交雑・混入防止の違反などに対して、実効性のある担保措置を検討</p>